

仙台市農業委員会第 99 回総会議事録

○ 開催日時 令和 8 年 6 月 29 日（月曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 55 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 18 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 1 人 17 番 中嶋 紀世生

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について

(5) 第 5 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願の承認について

5 協 議

(1) 令和 8 年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）について

(2) 令和 8 年度農業者年金加入促進活動計画（案）について

(3) 令和 8 年度全国農業新聞の普及推進方針（案）について

6 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について

(6) 認定電気通信事業者等の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

(7) 売渡あっせん希望農地一覧表

(8) 令和 8 年度第 1 回企画検討委員会会議報告

(9) 令和 8 年度農地パトロール（農地利用状況調査）の実施方法

(10)令和9年度農林関係税制改正に関する要望について

7 そ の 他

(1)会長報告

(2)事務局からの連絡事項

8 閉 会

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	小川内 浩文	事務課長	櫻井 健二
振興係長	高橋 航哉	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主任	大野 敏幸	振興係主任	山本 幸子
振興係会計年度任用職員	檜野 亜希	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第99回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：振興係長	次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いいたします。
議 長 (赤間会長)	本日は、17 番 中嶋紀世生（なかじまきよみ）委員から欠席の届けがありました。19 人中 18 人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名	
議 長	次に、議事録署名委員については、18 番 松原菊男委員 19 番 三浦彰芳委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第5号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、6月22日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を
上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、6月22日
に実施いたしました。調査は、阿部康幸委員、菊地郁夫委員の2名で行いました。
また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、鈴木卓推進委員、遠藤武
一推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が2件、贈与に
よる農業承継が1件の合計3件です。調査の結果報告は、菊地郁夫委員からしま
す。

(書面報告)

(7番菊地郁夫委員報告)

番号1番は、贈与による農業承継です。譲受人は現在、トラクター1台、耕
うん機2台を所有し、田植機は借り受け、稲刈りは作業委託により、家族5人
で134aの農地を耕作しております。6月12日に鈴木卓農地利用最適化推進委
員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、
本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支
障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号につい
ては、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしま
した。

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。令和8年5月22日開催の
あっせん会において、あっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクタ
ー2台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、4人で658aの農地
を耕作しています。なお、申請地には中間管理事業による賃借権が設定されて
おりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。6
月17日に遠藤武一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査
を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業
上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のこと
から、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触す
るものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクタ
ー1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、4人で43aの農地
を耕作しています。なお、申請地には中間管理事業による賃借権が設定されて
おりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。6
月17日に今野勇一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査
を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業
上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のこと
から、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触す
るものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長	第 1 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 1 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 (午後 1 時 38 分)
議 長	次に、第 2 号議案 農地法第 4 条許可の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第 2 号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の 4 名で行いました。今回の申請は、農業用施設に転用するものが 2 件、宅地の拡張に転用するものが 1 件の合計 3 件です。調査の結果報告は、番号 1 番を佐々木功治委員から、番号 2 番を小野寺潔委員から、番号 3 番を鈴木可和委員からします。 番号 3 番は口頭報告をします。
	(書面報告) (11 番佐々木功治委員報告) 番号 1 番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、畑 736.00 m²を転用し、倉庫に 133.65 m²、駐車場（2 台）に 25.00 m²、通路等に 577.35 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで工事を開始したことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。 (6 番小野寺潔委員報告)

番号2番は、宅地の拡張に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑24㎡を転用し、事業面積（実測面積・雑種地含む）133.72㎡を宅地に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は現地を既に整備済であるため、費用が掛からないことを確認しております。なお、許可を得ないで宅地として利用していたことについて、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

鈴木可和委員
(14番)

番号3番は、農業用施設に転用するものです。転用面積が3,000㎡を超えていることから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないことから、第2種農地と判断しました。申請は、田12,400㎡のうち3,523㎡を転用し、観光農園の事務所に99.37㎡、倉庫に58.00㎡、駐車場(50台)に625.00㎡、通路等に2,740.63㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、現地を既に整備済であることから、費用が掛からないことを確認しております。なお、許可を得ないで農業用施設として利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可することに決定いたします。

(午後1時41分)

議 長	次に、第3号議案 農地法第5条許可の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第3号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。今回の申請は、太陽光発電パネル設置に転用するものが3件、系統用蓄電池設置に転用するものが1件、資材置場に転用するものが2件、駐車場に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件の合計8件です。調査の結果報告は、番号1番を私（高橋勝彦委員）から、番号2番と3番を小野寺潔委員から、番号4番から6番までを佐々木功治委員から、番号7番と8番を鈴木可和委員からします。 番号1番、2番、3番、6番は口頭報告をします。
高橋勝彦委員 (15 番)	番号1番は、売買及び地上権設定により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。事業面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田16,441㎡を転用し、太陽光発電パネル2,000枚（発電出力900kw）に5,856㎡、通路等に6,186㎡、緑地に3,641㎡、水路に758㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。譲受人が売買により農地を取得し、取得した農地に地上権を設定し被設定者が転用事業を行うものです。太陽光発電パネル設置を目的とした地上権設定契約書の写しが提出されており、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、譲受人及び被設定者双方から金融機関の残高証明書が提出されております。なお、令和8年2月12日付けで「仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の協定を締結しております。また、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」による届出がされていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
小野寺潔委員 (6 番)	番号2番と3番は、関連がありますので一括して報告します。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。事業面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田10,365㎡を転用し、事業面積(山林含む)11,192㎡を、太陽光発電パネル1,072枚（発電出力400kw）に2,507㎡、通路等に5,806㎡、緑地に2,879㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることか

ら、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、自己資金及び太陽光発電施設の売買に伴う受領金であり、通帳の写しと売買契約書の写しが提出されております。なお、令和8年5月29日付けで「仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の協定を締結しております。また、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」による届出がされていることを確認しております。なお、太陽光発電施設は完成後直ぐに別会社に売却され、その後、新たな別会社が買い取る予定です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(11 番佐々木功治委員報告)

番号4番は、売買により資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑1,416.65㎡を転用し、資材置場に600.00㎡、駐車場(10台)に150.00㎡、通路等に666.65㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関からの融資に関する書類が提出されております。なお、許可を得ないで砂利を敷いていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により、系統用蓄電池設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、蓄電所運営事業者が田1,741㎡を転用し、事業面積(用悪水路含む)1,812㎡を、蓄電所に74.50㎡、駐車場(3台)に180.00㎡、通路等に1,557.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関からの残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

佐々木功治委員
(11 番)

番号6番は、売買により資材置場に転用するものです。転用面積が3,000㎡を超えていることから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外

です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑 4,224 m²を転用し、資材置場に 1,950 m²、駐車場（14 台）に 255 m²、通路等に 2,019 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であり恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関からの残高証明書が提出されております。なお、許可を得ないで資材置場として使用していたことについて、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（書面報告）

（14 番鈴木可和委員報告）

番号7番は、売買により駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑 64 m²を転用し、事業面積（宅地含む）614.81 m²を、駐車場（17 台）に 414.81 m²、グラウンドに 200 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であり恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関からの預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、賃貸借により公共工事の資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないことから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑 1,009 m²のうち 500 m²を一時転用し、資材置場に 87.80 m²、駐車場に 139.50 m²、休憩所に 45.00 m²、通路等に 227.70 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和9年1月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、金融機関からの残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

庄子みゆき委員 (13 番)	番号 6 番について質問します。許可を得ずに資材置場として使用していた期間は、どの程度でしょうか。
事務局農地係長	具体的な期間は把握しておりませんが、相当前から資材置場として使用されていたものと認識しております。なお、当該地は市街化調整区域内であり、建築物の建築が認められていない場所ですが、航空写真のとおり建物が存在しており、以前から開発調整課による撤去指導が行われていました。今回、建物が撤去されるとともに、事業者から開発調整課へ改善報告書が提出されました。農業委員会事務局においても現地確認を行い、転用手続きに至ったものです。
議 長	その他、ご異議、ご意見等はございますか。
事務局農地係長	番号 1 番について補足説明をします。本件は、太陽光発電設備を設置するための申請です。議案書では、譲受人欄を「譲受人・設定者」と「被設定者」に区分し、権利移動の内容についても「売買」と「地上権設定」の二つを記載しております。 経過としては、太陽光発電設備を設置する被設定者が、農地を借り受けて事業を実施したいとの意向を示していましたが、譲渡人は売買を希望していました。一方、被設定者は土地を購入せず賃貸借により事業を行う方針であったため、協力会社である譲受人・設定者が土地を取得し、その後、被設定者が地上権の設定を受けて事業を実施する計画となりました。売買についてのみの農地法第 5 条の許可申請にすると、譲受人・設定者は土地造成だけの転用になってしまうため、太陽光発電パネルの設置という転用目的の確実性を担保するため、今回所有権の移転及び地上権設定を行う 3 者からの転用申請で受付しています。 なお、許可申請にあたり、譲受人・設定者と被設定者との間の地上権設定の契約書などを提出していただき、杜の都の太陽光発電や土地利用調整条例などの各種手続きも確認しています。転用面積が 3,000 m²を超えており、県の常設審議委員会に諮ることとなるため、事務局から宮城県農業会議、宮城県農業振興課及び東北農政局にこういった形の転用申請・許可でよいか、現在意見を伺っており、今後、調整を図ってまいります。
議 長	その他、ご異議、ご意見等はございますか。
郷古雅春委員 (9 番)	番号 2 番、3 番について質問します。今回、太陽光発電設備の設置後に売却する計画があるとの説明がありましたが、今後、太陽光発電設備の設置案件については、許可後の売却予定の有無についても確認した上で審査を行うのでしょうか。
事務局農地係長	今回は資金計画の中に売却益が含まれており、売買契約も締結済みであることが申請書類から確認できたため説明したものです。一方で、そのような記載がな

	い案件については、設備設置後の売買予定まで確認する予定はありません。
郷古雅春委員 (9番)	意見ですが、他自治体の事例では、許可取得後に事業者が売却し、別の事業者が管理しているケースが見受けられます。計画どおりに運営されていない事例もあることから、将来的な売却や委託を含めた管理体制をあらかじめ明らかにすることで、責任の所在がより明確になるものと考えます。 許可後すぐに売買されることに疑問を感じる委員もいると思いますが、制度的に可能であれば、将来自分で管理する、売却する、委託するなどの管理方法についても重要な事項であると考えます
事務局農地係長	太陽光発電事業については、市条例に基づき事業者が事前に届出を行うこととされており、また、事業者を変更する場合には変更届の提出が必要となります。このため、事業者が変更となった場合でも、条例に基づく指導・監督が継続されることとなり、主として環境局が対応するものと考えております。
郷古雅春委員 (9番)	農地法第5条の許可後は農地ではなくなるため、農業委員会の所管を離れることとなりますので、環境局に指導・監視をしますということを確認したほうがいいと思います。
事務局農地係長	はい、わかりました。
議 長	大変貴重な意見ありがとうございました。
議 長	その他、ご異議、ご意見等はございますか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可することに決定いたします。 (午後2時05分)
議 長	次に、第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について を上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査	第4号議案の調査結果について報告します。調査は、阿部康幸委員、菊地郁夫

委員会委員長	委員の２名で調査を行いました。今回の申請は、現場事務所に一時転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが１件です。 調査の結果報告は、阿部康幸委員からします。
議 長	(書面報告) (４番阿部康幸委員報告) 番号１番は、賃借権の設定により公共工事の現場事務所に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更の承認申請がされたものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。令和７年７月３０日付け農地法第５条許可で現場事務所に一時転用していましたが、市発注工事の増工が発生し工期の延長が必要となったことから、一時転用の期間を、令和８年５月３１日までから令和８年１１月３０日までに変更するものです（６ヶ月間延長するもの）。事業面積に変更はなく、用途排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資金計画にも変更がありましたが、新たに残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。 第４号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第４号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第４号議案農地法第５条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定については、承認することに決定いたします。 (午後２時０７分)
議 長	次に、第５号議案 農地法第２条第１項の適用を受けない非農地証明願の承認について を上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査委員会委員長	第５号議案の調査結果について報告します。調査は、阿部康幸委員、菊地郁夫委員の２名で調査を行いました。今回の非農地証明願は、道路が１件です。調査の結果報告は、阿部康幸委員からします。

	(書面報告) (４番阿部康幸委員報告) 番号１番について、申請地は市街化調整区域の農振その他の区域です。現況は、公衆用道路です。申請理由は、昭和４６年頃に道路となり、現在に至るものです。確認資料である、建築計画概要書により、農地法施行後には農地であったものが非農地となつてから長年経過したものであつて、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となつた実情及び実態が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当し、承認相当と調査しました。
議 長	第５号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第５号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よつて、第５号議案 農地法第２条第１項の適用を受けない非農地証明願の承認について は、承認することに決定いたします。 (午後２時０８分)
議 長	続きまして、協議に入ります。 (１)「令和８年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)について」を、阿部康幸企画検討委員会委員長から説明願います。
阿部康幸企画検討委員会委員長	— 協議 — (１)「令和８年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)について」
議 長	ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	意見等がなければ、(１)「令和８年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)について」は、承認といたします。

議 長	続きまして、(2)「令和 8 年度農業者年金加入促進活動計画（案）について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	(2)「令和 8 年度農業者年金加入促進活動計画（案）について」
議 長	ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	意見等がなければ、(2)「令和 8 年度農業者年金加入促進活動計画（案）について」は、承認といたします。
議 長	続きまして、(3)「令和 8 年度全国農業新聞の普及推進方針（案）について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	(3)「令和 8 年度全国農業新聞の普及推進方針（案）について」
議 長	ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	意見等がなければ、(3)「令和 8 年度全国農業新聞の普及推進方針（案）について」は、承認といたします。 (午後 2 時 24 分)
議 長	続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出から (7) 売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり 6 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 4 ページに記載のとおり 13 件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出については、5 ページから 6 ページに記載のとおり 9 件の届出がありました。すべて遺産分割による相続となっており、事務局長専決により受理しております。(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）については、7 ページに記載のとおり 6 件ありました。(5) 農地法第 5 条の規

	定による許可の取消願については、８ページに記載のとおり２件ありました。(６)認定電気通信事業者等の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、９ページに記載のとおり３件ありました。(７)売渡あっせん希望農地一覧表については、取り下げが１件、買受希望申出が２件、新規申出が４件ありましたので、一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(１)から(７)までについて、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に、(８)「令和８年度第１回企画検討委員会会議報告」を、阿部康幸企画検討委員会委員長から報告願います。
阿部康幸企画検討委員会委員長	— 報告 — (８)「令和８年度第１回企画検討委員会会議報告」
議 長	報告事項(８)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に、(９)「令和８年度農地パトロール（農地利用状況調査）の実施方法」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	(９)「令和８年度農地パトロール（農地利用状況調査）の実施方法」
議 長	報告事項(９)について、ご質問等はございませんか。
菊地郁夫委員 (７番)	黄色区分と再生困難の区分の判断が難しい場合があります。面積が小さく山林化しておらず、重機を入れることで農地として復元可能な場合は、黄色区分としてよろしいでしょうか。
事務局農地係長	太い樹木が生い茂っている場合を除き、緑区分または黄色区分に該当するものと考えられます。細い樹木が数本程度であれば、緑区分として差し支えありません。
議 長	その他、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)

議 長	質問等がなければ、次に、(10)「令和 9 年度農林関係税制改正に関する要望」を、事務局から報告願います。
事務局振興係	(10)「令和 9 年度農林関係税制改正に関する要望」
議 長	報告事項(10)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、以上で報告事項を終了いたします。 (午後 2 時 42 分)
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私（赤間 敬 会長）からいたします。
赤間会長	— その他 — (1)「会長等報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に(2)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。 (2)「事務局からの連絡事項」
事務局 振興係	1 令和 8 年 7 月～ 8 月仙台市農業委員会行事予定表 2 他都市農業委員会だより（色麻町） 3 農政時流 70 号 4 農業経営基盤強化準備金制度の改正内容のお知らせ（チラシ） 5 雇用就農資金 6 タブレット保護フィルム 7 月報提出時の相談記録表の提出をお願い
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：振興係長

嶺岸会長職務
代理者

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 99 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 55 分)